

岡崎市立小中学校空調設備整備事業実施方針等に関する質問及び回答

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	実施方針	1	1(1)エ	空調設備を設置する対象の教室には、現状空調設備は未設置という考えでよろしいか。既に設置済みの空調設備を更新する対象はないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	1(1)カ(工)	完了時期の指定に中学校一部(特別支援教室):2019年6月末の記載がありますが、2019年6月までに一部の中学校の特別教室に空調が設置されていればよいとのことでしょうか。	中学校全20校のすべてにある特別支援教室において、2019年6月末に空調設備が使用できる状態となっていることが必要です。
3	実施方針 要求水準書	2 1	1 (1)カ(工) 第1 3(1)	中学校の空調設備の完了時期が2019年12月末とあるが、岡崎市は要求水準書(素案)において早期設置を求めている。完了時期の指定によらず、空調設備の早期設置を実現するため、契約時期を早めていただくことは可能でしょうか。	実施方針では契約締結日を2019年3月定例会承認日と記載しているが、契約締結を前倒しすることで設計・施工等の期間を延長することを検討しています。
4	実施方針	2	1 (1)カ(工)	完了時期の指定あり(小学校普通教室他が2019年6月末)となっていますが、契約締結日が2019年3月下旬から考えると3ヶ月程度となり、尚且つ対象が1200教室程度となります。設計・承認・施工・試運転・検査等で考えますと、現実的な完了時期ではないと思いますので再検討願えませんかでしょうか。	問3を参照してください。
5	実施方針	3	1 (1)ケ	完了時期に段階がありますが、維持管理期間の終了も段階的に考えるのでしょうか。	維持管理期間の終了日はルームエアコンを除くすべての機器において2030年3月31日です。
6	実施方針	3 15	1 (1)ケ 4 (2)ア	ルームエアコンは保守対象外とありますが、他の方式を提案する場合には、保守は対象と考えればよろしいか。	保守の対象となる室と同様の方式を提案する場合は、保守を対象としてください。
7	実施方針	5	2 (2)ア(工)	SPCの設立は必須ではないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	6	2(2)イ	構成企業は参加資格確認基準日において岡崎市入札参加資格名簿への登録が要件であるが、「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の工事監理業務」に関しては、設計コンサルタントの「設備設計」の業種登録があればよいでしょうか。また、「空調設備等の維持管理業務」に関しては、物品等の「機械設備保守点検-冷暖房・空調設備」の業種登録があればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (参考:11月の参加表明書の提出までに登録を行う場合は9月末日までの手続きが必要です。)
9	実施方針	7	2 (2)ウ	SPCを設立しない場合、代表企業が「空調設備等の施工業務」を担う際には、代表企業と協力企業間で工事請負契約を締結すればよいか。	各業務が実施可能となるコンソーシアムの設置を行い、設計・施工・工事監理・維持管理の各業務を行う企業を構成企業として記載することを想定しています。
10	実施方針	7	2 (2)ウ(4) b	「空調設備等の施工業務」を行う構成企業の要件で、平成25年1月1日以降に、学校、事務所等の施設において空調設備の施工実績を有していることとありますが、空調設備工事を含め発注された建設工事施工実績として含まれると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	8	2 (2)オ	協力企業に関する資格要件に関しても、構成企業の参加資格要件と同じように、各業務ごとに少なくとも1社が条件を満たしていればよろしいでしょうか。	構成企業のすべてと協力企業として明らかとする企業については各資格要件を満たす必要があります。
12	実施方針	9	2 (3)	募集及び選定のスケジュールに現地調査とありますが、全校現地調査を行うのでしょうか。	対象校の選定は事業者の希望によります。
13	実施方針 要求水準書	11 15	4 (1)イ 第2 2(2)	キュービクルの大規模改造は原則行わないとのことですが、トランスの入替工事は大規模改造に該当し、プレーカー取替は大規模改造に該当しないと考えてよろしいか。	キュービクルの函体の改造を伴う工事は大規模工事に該当し、函体の改造を伴わないトランスの入替工事等は大規模工事に該当しません。
14	実施方針	15	4 (2)イ	設置後20年以上経過のキュービクルの大規模な改造は原則行わないとありますが、既存撤去で新設と考えるのでしょうか。もしくは空調用キュービクルを別置きで新設する考えでしょうか。	本業務においてキュービクルの更新は想定しておりません。 後段については、函体の改造を伴わない改修又は既設キュービクル近傍への空調用動力盤設置等を想定しています。
15	実施方針	25	別紙2	都市ガス区域の○×はあくまで区域の説明で、実際にガスの引込が可能かはガス会社に確認する必要があると考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	9	第2 1(1)	立面図のデータも頂くことは可能でしょうか。	紙図面での提供についてはすべての学校において可能ですが、立面図データについては整理されているものは提供可能です。
17	要求水準書	9	第2 1 (3) ア	「設備設計一級建築士、建築設備士」とありますが、「設備設計一級建築士又は建築設備士」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

18	要求水準書	11	第2 2(2)	設置後20年以上経過のキュービクルの大規模な改造は行わないとあるが、20年異常経過したキュービクルは原則更新すると考えてよいか。この場合、施工完了日(6月)までに納期が間に合わない場合、施工完了日を協議させて頂くことは可能でしょうか。	前段については、問14を参照してください。後段については、2019年7月1日から小学校及び中学校一部(特別支援教室)の空調設備が稼働することを前提として、キュービクル施工に関しての完了日を協議することは可とします。
19	要求水準書	13	第2 3(1)ア	室外機の設置に関して、埋設配管へ干渉や上部に設置しないこととあるが、対象学校の配管等の埋設状況が分かる図面を提供頂くことは可能でしょうか。	各校における配管状況等の図面を提供することは可能ですが、現状に即していない図面があるため、図面の位置に配管等が埋設されていることを確約する図面ではないことをご理解ください。
20	要求水準書	14	第2 3(1)イ	キュービクルの大規模改造の発生有無に関わらず、特別支援教室へはルームエアコン設置を原則とするとありますが、施工完了日、事業費の要求水準を満たす場合、現地の施工状況を踏まえ、他の空調システム(ビルマルチ等)へ変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	14	第2 3(1)イ(ア)	対象室がパーティション等で間仕切りをして使用することを想定している場合とありますが、本事業期間内に新規でパーティションを行う予定はありますか。また、あった場合の資料を頂くことはできますか。	パーティション等で間仕切りをして使用することを想定している室は、募集要項公表時の要求水準書において示す予定です。
22	要求水準書	15	第2 3(1)イ(オ)	配管等のコンクリート壁の貫通は原則認めないと思いますが、梁や柱でない雑壁はの配管貫通は可能でしょうか。	雑壁については貫通部の処理(防火区画貫通処理含む)を適切に行い、児童等の手の届かない場所等学校運営に支障をきたさない場所であれば可能です。
23	要求水準書	15	第2 3(1)イ(オ)	デマンドコントローラーの設定値は事業者側での提案となりますか。また、提案書に記載と思われるライフサイクルコスト記入時にはデマンドで制限した電気使用量での金額換算となりますか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	16	第2 3(1)イ(オ)	既存器具の安定器PCB含有調査は撤去する場合のみで、一時移設のみの場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	岡崎市立の小中学校においてPCBを含有する照明器具は撤去・更新済みのため、既設照明器具の撤去・移設にかかわらず含有調査は必要ありません。
25	要求水準書	15	第2 3(1)オ	配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去したうえで耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取り付けるとあるが、採光や換気を確保する条件で、当該窓の全面をアルミパネルにすることは問題ないでしょうか。	問題ありません。ただし、児童等が手の届く位置にある既存ガラスをアルミパネル等の金属パネルにすることは想定していません。
26	要求水準書	16	第2 3(2)	集中管理コントローラは誤操作等により主電源が落とされることのないように配慮するとあるが、誤操作とはどのようなことを想定していますでしょうか。	集中管理コントローラ操作時や各部屋の個別空調を入切しようとする際に、主電源を落とす等の人的な誤操作を想定しています。
27	要求水準書	16	第2 3(2)	シーズンオフ時は、教室等のリモコン操作を無効にするとあるが、無効にするための操作は、学校の職員もしくは市の職員で実施頂くという考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。操作説明書を集中リモコン付近に備え付ける等の対処を行ってください。
28	要求水準書	19	第3 1(1)	遮熱カーテンの施工を行うとあるが、既にカーテンが設置されている対象教室も施工対象となりますでしょうか。	既存のカーテンは遮熱カーテンではないため、すべての対象室が対象となります。詳細については募集要項公表時の要求水準書に記載します。
29	要求水準書	19	第3 1(3)ア	監理技術者を選任で適切に配置するとあるが、「専任」とは事業の選任であり、各学校ごとの選任でないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	19	第3 1(3)ア	学校ごとに補助員(主任技術者)を配置とありますが、補助員は何校かの兼任と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	20	第3 3(1)	施工業務に遮熱に適したカーテンの設置が記載されていますが、最低限の必要仕様などは明記頂くことは可能でしょうか。	募集要項公表時の要求水準書に記載します。
32	要求水準書	20	第3 3(1)	遮熱カーテンを2019年の夏までに空調設備の設置ができない室においても2019年までに設置することとあるが、2019年6月末までに所有権移転しない対象学校・教室も含まれますでしょうか。	含まれます。
33	要求水準書	21	第3 3(1)	遮熱カーテンを2019年の夏までに空調設備の設置ができない室においても2019年までに設置することとあるが、2019年の夏までとは2019年6月でよいでしょうか。	2019年の6月末日までに設置してください。。
34	要求水準書	21	第3 3(2)	作業時間ですが、午後4時30分や午後5時までとなっていますが、午後6時までにして頂くことは可能でしょうか。	募集要項公表時の要求水準書に記載します。
35	要求水準書	22	第3 3(2)	安全性の確保を前提に、工事足場を授業のある平日に設置し続けてもよいでしょうか。	安全性の確保を前提とし、学校運営に支障をきたさない設置であれば可とします。
36	要求水準書	23	第3 3(9)	試運転調整時の室内及び室外の騒音の測定について、測定方法の指定はありますでしょうか。	騒音についての測定方法に指定はありません。騒音・振動の測定方法等については審査の対象とすることを想定しています。
37	要求水準書	23	第3 3(9)	騒音測定ですが、室内は全台でなく代表室のみの測定でよろしいでしょうか。	対象校における各階の同条件の室については代表室のみで測定を可とします。

38	要求水準書	23	第3 3(9)	試運転調整時の単位時間当たりのエネルギー消費量の測定について、試運転調整を行う際の外気温や室内負荷等の条件によって結果が異なるが、試運転調整時の条件に準ずる結果を報告すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 エネルギー消費量の測定を実施し異常がない事を確認した結果を報告して下さい。
39	要求水準書	24	第3 3(13)	「外壁吹付材に石綿が含まれている場合・・・」とありますが、貴市で既に把握している資料等はあるでしょうか。また、石綿調査は必要に応じてとの理解でよろしいでしょうか。	2018年9月時点での各校における石綿含有調査の結果を提供可能です。 石綿含有調査は2018年12月末に全校完了予定です。
40	要求水準書	25	第3 3(13)	今後実施される大規模改修工事に対し、設置された機器・配管等が極力再利用可能となるよう配慮して施工するとあるが、大規模改修工事を控えた学校と改修内容を指定いただけるということでしょうか。	学校の指定はできません。 参考として今年度大規模改修工事を実施している小学校の図面の公開を予定しています。
41	要求水準書	26	第4 3(2)	製品検査ですが、室外機のための通知でよろしかったでしょうか。(室内機はどの現場のものをいつ製作するか日程確認が困難なため。)	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	29	第6 1(1)	新規設備の性能の維持に必要な一切の業務について、フィルター清掃の実施頻度に指定はありませんでしょうか。	本市では年2回程度の清掃を想定していますが、新規設備の性能維持に必要な清掃頻度をご提案ください。
43	要求水準書	44	別紙7	特別教室、その他教室、配膳室の設計用室内条件は、普通教室と同等と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	45	別紙8	特別教室、その他教室、配膳室の標準提供条件は、普通教室と同等と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書		その他	EHPを提案する場合のエネルギー費用(電気代)の算出根拠は、事業者の提案によると理解して宜しいでしょうか。仮に新電力を利用する前提で提案する場合は、実際の電気代が提案する電気代を超えた場合は一定金額までは事業者が負担する形の提案を考えています。他の自治体の学校空調PFI事業において、エネルギー費用の積算上、新電力を活用することが認められる事例がありますのでご提案下さい。	事業者からの提案における光熱水費の扱いについては、審査基準にて示します。